

いしかわ NPOニュース

特集 助成金獲得のコツ 法改正に伴う注意点

- いしかわのNPO
- ◆ ペイフォワードTO東北
- ◆ 光を届ける石川の桜プロジェクト
- 非営利団体のためのQ&A
- ◆ 教えて、i-ねっとのあおみさん

- [ちょっと気になる、いしかわのNPO]
クロスジョブ金沢
- 人 -THE HITO-
田中純一さん(北陸学院大学)
- インフォメーション
[事業報告書の提出について・助成金ニュース]

つながる、
ひろがる、
ふれあう。

あいむ

石川県

URL <http://www.ishikawa-npo.jp>

このコーナーではボランティアやNPOで活躍している個人に焦点を当てます。今回ご登場いただくのは、地元の学生とともに能登や東北の被災地支援に取り組む北陸学院大学准教授の田中純一さんです。ボランティア活動を通して学生に伝えたいことなどを伺いました。

THE HITO

vol.5 田中純一 / Junichi Tanaka
北陸学院大学 人間総合学部 社会学科 准教授

これまで、どのように被災地と関わってきたかを教えてください。

田中さん●被災された地域でのボランティア活動は能登半島地震が契機です。大学で働いていることから、有志の学生たちと仮設住宅や復興公営住宅などで活動を続けてきました。能登では足湯ボランティアを中心に活動しました。足湯ボランティアとは、たらいに張ったお湯に足を付けてもらい、手でマッサージしながら傾聴する活動です。震災から5年が過ぎた現在も、住民の方と足湯つながりの交流が続いています。

昨年まで所属していた金沢大学では、東日本大震災で被災した岩手県陸前高田市へ14回、延べ300人以上の学生と訪れ、泥だし、支援物資の整理、音楽会、お茶会、集会場での足湯などの活動を続けてきました。第1回目の派遣のときから継続した支援を念頭に置き、陸前高田市の広田地区に毎月訪れ活動を続けました。そのため、早い段階で住民の方々とあいに信頼関係が生まれました。2012年4月から北陸学院大学で働いていますが、こちらに来て気づいたのは、1年以上が経過した現在も被災地を訪れ支援することを希望する学生が大勢いることです。そこで、大学と相談し、2012年7月には陸前高田市に向け、第1回目の学生ボランティア派遣を行うことができました。現地では、被災された住民の方が以前暮らしていた地区の花壇づくりのお手伝いをしました。(写真)

震災から1年以上が経過し、現地を訪れるボランティアの数は減りました。その一方で、地域間、個人間の復興格差の広がり、生活復興過程に見られるニーズの多様化、さらには被災住民を支援し続ける専門家の支援など、1年目には見られなかった課題が現れています。金沢から岩手県まではバスで10時間以上を要します。活動するには時間の確保、経費の負担など課題はいくつもあります。しかし、継続して関わり続けることが、被災された地域の復興には大切だということを実感する場面に何度も遭遇しました。幸い、大学にはボランティア活動に意欲を持つ学生は数多くいます。シテカレッジで開講する災害ボランティア講座にも、北陸学院大学だけでなく金沢大学、県立看護大学、金沢星稜大学などから多数の学生が受講しています。学生たちの気持ち・意欲と、被災された地域のニーズをどう結びつけるかを考えていかなければなりません。

ボランティア活動に取り組む学生にどのようなアドバイスをしていますか

田中さん●能登半島地震のときも、東日本大震災でもそうですが、被災された地域の復興のためにそれぞれの専門領域から何ができるのかを考えるように、学生には話しています。たとえば経済学専攻の学生なら、経済学の視点からいかに復興



を考えるか。教育学専攻なら、万が一災害が起きたとき、子どもたちの命を守るためにどのような視点が必要なのか。福祉を専攻する学生なら、いのちと暮らしを守るためにどのような政策が必要なのか。法学専攻なら、現行の被災者生活再建に係る法制度に課題はないのか。簡単に答えが出るわけではありません。しかし、一人ひとりが答えを探ることが、被災された地域の1日も早い復興につながります。さらに、被災された地域の復興を考えることは、わたしたちが日常を営む地域を災害に強い地域にする、言い換えれば、万が一災害に見舞われたとしても、当該地で暮らし続けられる地域の基盤を作ることにつながると思うのです。

最後にボランティアを続ける上で大切にしていることを教えてください。

田中さん●ボランティアに必要な要素は「優しさ」と「強さ」の両面を兼ね備えることだと思っています。現場で活動するボランティアにとって、被災された方に寄り添う優しさが大切な要素であることは言うまでもありません。ただ、これだけでは根本的な問題は解決しない場合があります。災害時には平時的な課題が顕在化すると言われます。たとえば過疎・高齢地域が被災した場合を考えて下さい。このような地域には平時的な段階から地域医療、教育、産業の衰退といった課題があります。これらの諸問題に向き合い、解決のための道筋を考えていなければ、災害後に住み続けることが困難な人を生み出してしまいう危険性があります。被災した後も変わらず住み続けられる地域であるため、ときには新たな制度を作る必要があるでしょう。そのためには深い知識と経験が不可欠です。ここでいう「強さ」とは知識と経験です。ですから、学生たちには、時間を惜しんで本を読み、講義を聴いてもらいたい。同時に、現場に出て、多くの人たちに出会い、生の声を聞き、考えを深めてもらいたいと思っています。



田中 純一さん



能美市出身。46歳。北陸学院大学人間総合学部社会学科准教授。金沢大学大学院社会環境科学研究科博士後期課程修了後、福岡県内の短大講師、金沢大学法学系特任助教・研究員を経て現職。金沢大学では能登半島地震学術調査部会メンバーとして調査研究および復興支援に関わる。このほか、四川大地震、スマトラ沖地震・津波、阪神淡路大震災、中越・中越沖地震など国内外の被災地調査にも精力的に関わる。東日本大震災後は陸前高田市広田地区に学生たちと毎月訪れ、被災された方々に継続的に寄り添いながら活動を続けている。

PROFILE

よくわかる!「助成金の申請」

民間企業をはじめ、国・地方自治体などの公的機関、財団・基金等が、NPO等による社会貢献活動に対して広範囲にわたる助成活動を行っており、これらの助成金は多くのNPOが共通する悩みである資金調達を克服する有力な手段となっています。しかし、助成金の申請をしたいけど、「何を書けばいいのかわからない」「なんとなく敷居が高く感じる」といった声がNPOから聞かれます。そこで今回の特集では、初めて助成金を申請する際、何を検討すべきなのかをまとめました。また「評価の高い申請書」を知ってもらうため、実際に採択された申請書を元に作成のコツを紹介します。

実際に採択された企画書から学ぶ

今回は、子どもの安全確保を目的に「独立行政法人福祉医療機構」の助成金に応募し、実際に採択された「NPO法人こらぼる」さんの申請書の一部を紹介します。この団体はブログなどICT(情報コミュニケーション技術)を活用した地域子育て支援ネットワークの構築を行っており、小・中学校等から保護者へのケータイ一斉配信を活用した連絡網の機能改善を通じて子どもの安全性を高めるための事業を実施しました。



ステップ① 助成金の申請前にまず検討すること

①自分たちの活動目的と助成金の目的が同じかを確認する

助成金には必ず目的があり、その目的に合わない事業はどんなに素晴らしい事業であっても対象になりません。まずは、募集要項等を確認しましょう。

③事務量の増加に対応できるかを検討する

企画立案、申請書作成、事業の実施、報告書作成など、助成事業の実施にはとても手間がかかるため、申請団体の組織基盤がしっかりしていないと、これまで取り組んでいた団体本来の活動が疎かになってしまう危険性があります。事務量が増えても対応できるだけの力があるか、もう一度考えてみてください。

②助成金終了後の展開をしっかり考える

助成金は単年度・単発のものが多く、助成事業が終わってしまうと団体の活動が縮小してしまう可能性があります。申請する前に助成事業がなくなる2年後、3年後を見据えて活動の展開を考えておきましょう。

④不採択になっても気にしすぎないようメンバー全員に伝える

助成金は競争率が高く、制度や審査基準に合っていないでも不採択になることがあります。決してこれまでの活動や人格が否定される訳ではないので、深刻に悩みすぎないようメンバーに伝えておきましょう。また、採択を前提とした準備を進めたために、不採択となった場合に、これまでの事業展開に影響がないよう注意しましょう。

ステップ② 申請書作成の留意点

①募集要項をよく読む

募集要項には助成金の目的や選考基準などのヒントが書かれています。助成団体が何を求めているのかを読み取り、審査員から高い評価をもらうため、選考基準との適合性を確認しましょう。特に、助成金の用途は制限されていることが多く、人件費や事務所の家賃など団体の管理費には使えない場合があります。

③専門用語はできるだけ使わない

審査担当者が専門家とは限らないので、専門用語の羅列はNGです。団体の中では当たり前で伝わる言葉でも、外部の人にはわからない場合もあります。申請書を作成するときは、初心者の方でも理解できるような内容を心がけましょう。

②美しい文章表現よりも要点を簡条書きにする

申請書はエッセイではなく事業計画書なので美しい文章表現や感動を誘う文章などは不要です。審査員は限られた時間で多くの申請書を読まなければいけないので、長い文章よりも簡条書きで要点を簡潔に記述した方が内容を伝えやすくなります。

④予算書の算出根拠は明確かつ合理的に

予算書は助成金の対象となる費用か否か、また、助成金額を決定するための根拠となるものです。費用の部分に「広報費一式:10万円」とだけ記載してあった場合、審査員はその金額が適正なのか、何に使われるのかを判断できません。「チラシ代:単価20円×3,000部、チラシ郵送代:単価80円×500通」といったように算出根拠を明確にし、合理的な予算書であることをPRしましょう。

ステップ③ 助成事業を実施する時の留意点

①助成事業は計画どおり実施しよう

助成金の交付決定通知には、事業を実施する上での制限(例えば、事業内容や事業費の変更)がある場合があります。これをないがしろにすると、助成金交付の取り消しや返還を求められる等のトラブルにつながります。交付決定の内容を変更せざるを得ない場合は、まず、助成団体へ相談しましょう。

②事業報告書を貴重な成長の機会と考え作成しよう

事業終了後は、助成事業の成果や実際に使った経費を整理し、事業報告書として提出する必要があります。この作業はとて大変ですが、事業を通じて得られた成果を検証し、自分が得たノウハウやスタッフの成長について振り返る機会になります。面倒がらずに積極的に取り組みましょう。

事業名	携帯電話メール連絡網システムの機能改善事業
事業の必要性及び目的	<p>最近固定電話を持たず、携帯電話しか持たない世帯が増加のなか、現場保護者からの要望で、私たちNPO法人こらぼるは、「携帯電話メールを活用した一斉配信による連絡網」システム、@連絡網(アットレンラクモウ)を開発し、平成18年4月に提供を開始しました。現行システムでは、施設から保護者に一斉配信できることにより</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健の先生からの「感染症情報」 ・運動会など「イベント開催予定変更の連絡」 ・台風などによる「集団下校の連絡」 ・感染症などによる「学級閉鎖の連絡」 ・重要なプリント配布時の「念押し」 ・長期休暇中の連絡網・保護者役員への連絡 ・学校職員への緊急連絡・スクールサポート隊への連絡 <p>など、保護者にとっては普段あまり会わない保健の先生などからも子育て支援情報サービスを受け取れます。しかし、不審者情報など緊急にすべての保護者に連絡をしたい場合、現行システムでは、メールアドレスでしか個人情報取得していないため施設側で“確実に保護者が見た”確認がとれません。そのため、緊急時の全体連絡時にも対応できるように、現行システムの仕様追加・改善を実施します。</p> <p>前年度に比して新たな展開と考えている点</p> <p>機能改善事業実施により、利用施設・保護者の新たな要望に対応できるため、その機能を重視する新規施設・保護者の導入拡大が見込まれる。</p>
助成事業完了後の事業継続に関する計画及び意向	<p>計画内容</p> <p>助成事業完了後は、保護者全員の緊急連絡にも対応した、より施設側にも保護者にも“使える”連絡網として、採用施設拡大に努めていきます。また、定款にも記載通り、将来はSNSで施設側と保護者をつなぐネットワークを構築し、引き続きICT(情報コミュニケーション技術)を活用した子育て支援を展開していきます。</p> <p>実施財源の確保について</p> <p>助成金活用で、さらに“使える”連絡網に改善されたシステムで引き続き、施設や保護者団体に紹介していきます。契約団体が増えることにより、保守料が確保でき、それがよりよいサービスを提供できる源になります。</p>
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・不審者情報など迅速な情報提供による子どもに対する安全確保。 ・万一、メールを確認してない保護者に対しても、迅速に別の連絡手段に切り替えることが可能。 ・従来の電話や紙を利用していた連絡網と比較して、掛かる時間と人数の負担軽減。 ・上記の理由で施設からのメール配信の回数が増加し、不審者情報以外にも、保護者にとって有益な子育て支援情報を頻繁に提供することが可能。 ・施設と保護者間の信頼感の向上。

現在提供しているサービスを簡条書きで要点のみ分かりやすく記載している

事業の必要性と目的を明確にしている

助成金完了後の団体の展望がきちんと書かれている

助成を受ける前と後の「変化」が分かりやすくまとめられている

石川県NPO活動支援センター「あいむ」には、各種団体から送られてくる助成金のチラシや全国の助成財団の情報がまとめられている「助成金応募ガイド」が置いてあります。お気軽にお越しください!

プロボノってなんだろう?

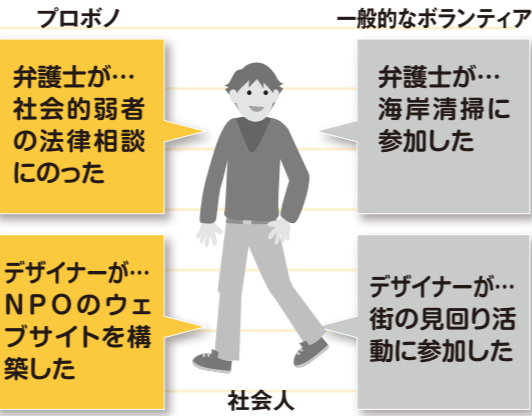
流行ワード紹介

「プロボノ」とは、「公共善のために」を意味するラテン語「Pro Bono Publico」を語源とする言葉で、様々な分野のプロが専門のスキルや知識を生かして、NPOやNGOをサポートする新しいタイプの社会貢献のことです。

◎プロボノと一般的なボランティアの違い

どこまでが一般的なボランティアで、どこからがプロボノかを見分ける重要なポイントは、提供される支援が、企業等に対してなされた場合にプロフェッショナルとして対価や報酬を得られるような仕事であるかどうかという点です。つまり一般的なボランティアは「誰でもできること」、プロボノは「あなたができる特別なこと」と言われています。

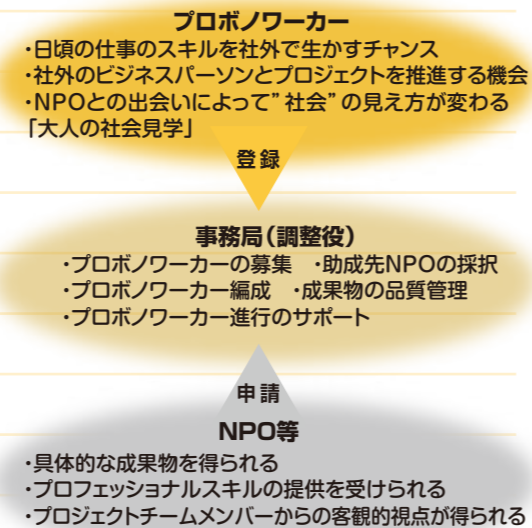
プロボノと一般的なボランティアの違い



◎プロボノによって得られるもの

プロボノとして活躍することで、自分のスキルが人や社会に役立っていることを実感できます。またNPO等の支援を通じて異業種や業界の方との交流を図ることができ、新しい人脈を広げることができます。またNPO側もプロボノを受け入れることで、専門家から活動を継続していく上で必要なスキルやノウハウを得ることができます。

システム化されたプロボノの仕組み



◎システム化されたプロボノの広がり

たとえば、デザイナーが人に頼まれて無償、または無償に近い形でチラシを作るような「自然発生的なプロボノ」は昔から存在していました。しかし自然発生的なプロボノは、個人の状況(仕事の忙しさ、やる気等)によって、成果が比較的不安定になりやすいという課題があります。最近では、その課題を克服し、安定的に成果を出せるようにするため、「システム化されたプロボノ」という仕組みが広がりつつあります。その仕組みは、「プロボノワーカー」として登録されたマーケティングやウェブ制作などのスキルを持った社会人をプロジェクトチームとして編成し、課題を抱えているNPOへ派遣します。その際、プロボノワーカーであることが過度の負担とならないよう参加する時間を週5時間以内に制限するなどの工夫がなされています。

あなたも自分のスキルを生かした新しい社会貢献に取り組んでみませんか?

石黒茂夫 (IT企業経営者)



ITツールの使い方を提案するプロボノワーカーとして活動

あるNPOからfacebookの使い方の講師を依頼されたこときっかけにプロボノワーカーとしての活動を始めましたが、この活動を通じて有意義な出会いや、普段の仕事では得ることのできない新しい気づきをもらいました。ぜひ皆さんもプロボノという形で社会貢献を始めてみてください。

プロボノ実践者の声

塚本茂樹 (写真家)



カメラマンのプロボノワーカーとしてNPO法人百万石ワールドカフェの広報に協力

自分の撮った写真をNPOの広報に活用することで多くの人たちにその団体の存在を知ってもらえることができ、多くの人たちに喜びと感動を与えるチャンスに出会います。そして、プロボノワーカーは仕事で得る金銭という報酬ではなく、人々の笑顔と喜びという報酬で心が満たされます。

NPO法改正のポイント解説

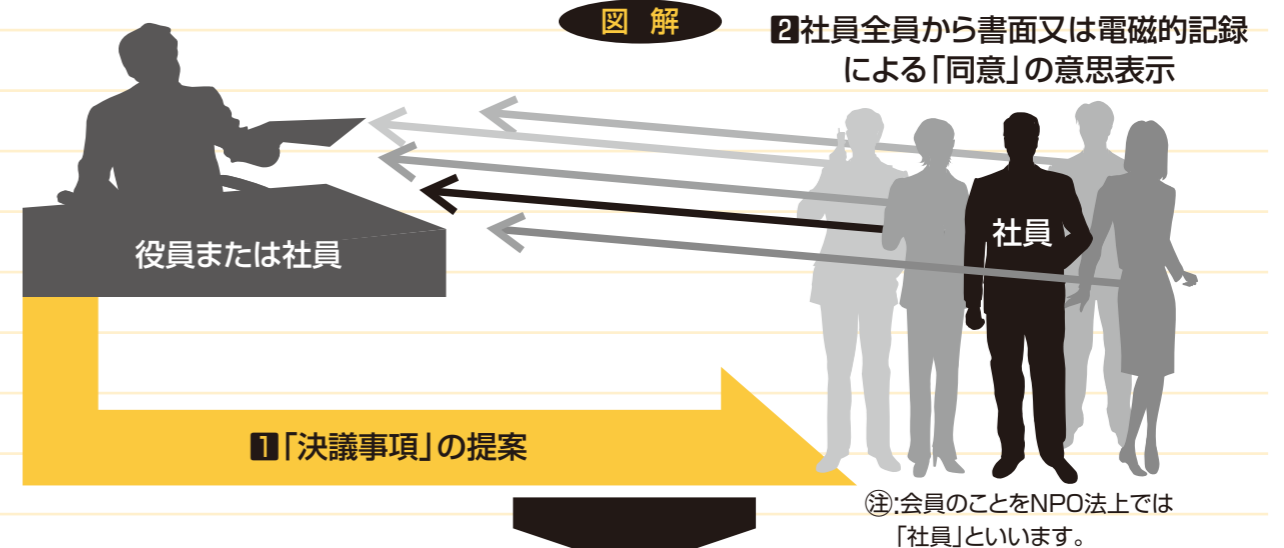
「みなし社員総会決議」の導入について

概要

「みなし社員総会決議」とは、NPO法人の機動的な運営を促進する観点から、社員全員が書面または電磁的記録によって同意した場合には、実際に社員総会を開かなくても社員総会があったものとみなすことができる制度です。この制度を利用することで、社員総会のために会場を借りたり、招集通知を出すことの手間や時間を省略することができます。

なお、この制度を利用する法人は、定款中の「議決」及び「議事録」の項目を修正する必要があります。

図解



3 実際に1つの場所に集まらなくても、社員総会の決議があったものとみなすことができる。

定款の変更例

(議決)

第〇条 総会における議決事項は、第〇条第〇項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

追加部分

(議事録)

第〇条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

追加部分

ペイフォワード TO 東北

代表者:神保 亜樹 連絡先:090-8960-0830



○ペイフォワードTO東北とは…

ペイフォワードTO東北は東日本大震災の被災地へ支援物資や手作り作品を送るため、facebook上で連絡を取り合いながら活動している団体です。団体名の「ペイフォワード」とは日本語で「恩送り」という言葉に該当し、「周りから受けた厚意を相手に返すのではなく、次へ渡す」という意味になります。

○活動のきっかけ

2011年3月11日の東日本大震災の発災後、義援金はすぐに被災者の元には届かないということを知り、代表者の神保さんが中学の同級生に声をかけて支援物資を集め始め、その活動を知った人たちが少しずつ集まりグループができました。活動当初から津波で家を流された人たちが仮設住宅に入る頃のことと想定して、食器から日用品にいたる、あらゆるものを倉庫に集めました。

○「ペイフォワードTO東北」の活動内容

支援物資の調整

支援物資を提供してくれる人、支援物資を必要とする人がいても、その支援物資を仲介する調整役(コーディネーター)がいなければ、その物資は倉庫に眠ったままになります。そこで、ボランティアとして東北に行った方や現地で支援活動をしている方に、高齢者のお宅や、これまで支援を受けることができなかった仮設住宅、自宅被災者へ直接訪ねてもらい、必要とされているものや、そのサイズなどを丁寧に聞いてもらうことで、困っている方の所へ必要とされている物資を送っています。最近では行政とコンタクトを取って倉庫に集められたままになっていた物資を引き取り、被災地に送り届けました。

手作り品による支援

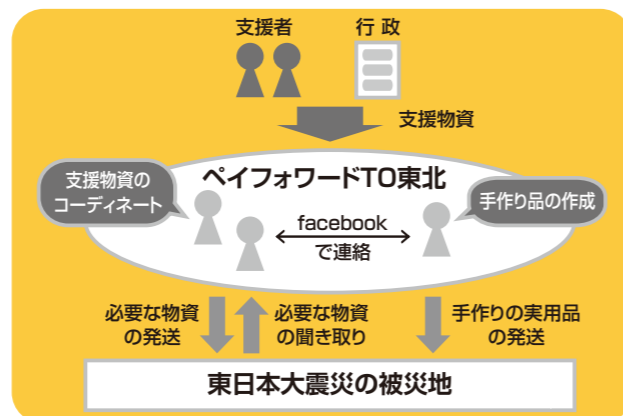
支援物資だけでは足りない日用品を被災地に届けるため、手作り仲間が集まり、実用品の布小物を作りました。その数は500点を越え、そのほとんどは8月に開催された復興市に参加された方たちに配布されました。現在は被災地に支援物資を送るための活動費用を作るため、ハンドメイド作家に声をかけて、チャリティイベントを企画しています。その他にも被災した一本松の流木を使ったプレスレットの販売、被災地に送る表札作りなど幅広く活動をしています。

○団体からのお知らせ

1人ではできないこともたくさんの人のつながりがあると、多くのことができるのだと、ペイフォワードTO東北の活動を通して日々感じています。震災から1年以上が過ぎてもなお、支援を必要としている人がいます。目の前で見られることを、これからも積み重ねていきたいと思っています。

活動資金となる支援金も募集しています。今後ともペイフォワードTO東北の活動をよろしく願います。

○ペイフォワードTO東北のしくみ



光を届ける石川の桜プロジェクト

○団体の概要

「光を届ける石川の桜プロジェクト」は、東日本大震災が起こった事をきっかけに結成された団体です。直接現地には行けないけど、「自分も力になりたい!」という想いをもったメンバーが集まり、現在約60名の登録メンバーがいます。メンバーは会社員、経営者、主婦、学生と職種も様々で、年齢層も20代~60代と幅広く、活動の際には家族を連れての参加もありとてもアットホームです。

○活動の内容

避難所での活動を通して知り合った方々の仮設住宅や、復興に向けて活動する現地のメンバーや経営者等を定期的に訪問し、「ここ」と「ここ」をつなげる活動を行っています。また、石川県に避難され住まいを移された方々が、地域で安心して生活できるよう「コミュニティ創り」にも取り組んでいます。現在は定期的にお茶会を開催し、「ケーキ屋は〇〇がオススメ!」「嵐の大野君が…」等と普通の女子会が繰り広げられています。

イベントに出店し、東北の物産販売を行う活動も行っています。特に、現地の中小企業・個人商店が復興に向けて頑張っている姿を多くの方々に知って頂きたいと考えています。その他、小学校・中学校での講演活動も行い、人材育成にもつなげています。



メンバーで参加した金沢リレーマラソン



ミーティングの様子

○読者へのメッセージ

「顔の見える支援」「共に寄り添い共に歩む」ことをモットーに、常に「誰のための何のための支援か」を考えながら活動しています。震災直後は「命を支える」活動が第一優先、その後は「生活・暮らしを支える」活動が求められます。私達は、安心して生活出来る「関係創り」「地域創り」を目指して活動していきます。

現在「NPO法人 災害支援愛ネットワークさくら」を申請中です。今回の震災が教えてくれた「支え愛」がどれだけ大切かということ、多くの方々に伝え続けていきます。

「教えて! i-ねっこのあおみさん」



非営利団体のためのQ&A シリーズ ⑧ いしかわ市民活動ネットワークセンター 理事/事務局長 青海 康男

Q₁

これまで法務局に「理事全員を登記」してきましたが、NPO法の改正によって4月1日以降、代表権を有しない理事の登記を抹消(代表権喪失の変更登記)しなければいけないと聞きました。これはどういうことですか?

A₁



NPO法改正により「理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない」との規定が削除されたことに伴う手続きです。
法改正前は、定款に「理事長は、この法人を代表し」と書かれていても、対外的には理事全員が代表者という扱いになっていたため、法務局には理事全員が代表権を有する者として登記していましたが、今回の改正により、定款による理事の代表権の制限について法的効果が認められることになったため、法務局には代表権を有する理事だけを登記すればよくなりました。言いかえると、**代表権を有しない理事の登記は抹消しなければいけない**ということになります。

チェック!

定款

Q₂

具体的にどんな手続きが必要になりますか? また手続きを怠った場合、罰則規定があると聞いたのですが本当ですか?



A₂



具体的な手続きは「定款通り、代表権を理事長1人が持つ場合」と「今回の法改正を機に代表権を理事長も含めた複数の理事が持てるよう変更する場合」によって異なります。詳細は下記のフローチャートを見てください。
罰則規定についてですが、定款に代表権の制限の定めがある法人は**平成24年10月1日までに**、代表権を有しない理事について、代表権喪失の変更登記をしなければ、**過料請求**されるので注意してください。さらに詳しい手続きを知りたい場合、「定款変更」については石川県NPO活動支援センターへ、「登記」については法務局にそれぞれ問い合わせみてください。

チェック!

定款に、このように書かれているにも関わらず、理事全員を登記している場合は、手続きが必要となります。(怠った場合は罰則あり)

定款

(職務) 第〇条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

定款通り、代表権を理事長1人が持つ場合

代表権を理事長も含めた複数の理事が持つように変更したい場合

「登記」の変更が必要

「定款」及び「登記」の変更が必要

1) 法務局へ登記の変更申請を行います。

【必要書類】

- ①「代表権喪失の変更登記申請書」
- ②「理事の互選書」又は「理事会の議事録」
- ③「総会議事録」
- ④現在の「定款」
- ⑤「財産目録」など、変更登記の必要なもの

この登記の変更は法人が他の登記申請(例えば、資産の総額の変更登記、平成24年4月1日以降、新たに法人を代表する理事を選任した場合の変更登記、目的等の変更登記等)をする場合には、同時にしなければならぬとされています。

1) 総会で理事の(職務)の部分について定款変更を議決します。

2) 県へ定款変更の認証申請を行います。

3) 法務局へ登記の変更申請を行います。

注:県への定款変更の認証手続きは完了まで4ヶ月程度かかります。

【必要書類】

- | | |
|-----------|--|
| 県への提出書類 | ①「定款変更認証申請書」
②「総会議事録」の謄本
③変更後の「定款」 |
| 法務局への提出書類 | ④変更後の「定款」
⑤「定款変更認証書」の謄本
⑥「役員登記申請書」
⑦「理事の互選書」又は「理事会の議事録」 |

ちょっと気になる、いしかわのNPO

vol.31

NPO法人 クロスジョブ金沢

代表 中山肇さん



障害者と社会をつなぐ架け橋となる

働きたい気持ちに応える

クロスジョブ金沢は障害者の就労支援に取り組んでいるNPO法人です。1人でも多くの障害者と企業を結びつけるため、自治体やハローワークなど協力機関と連携しています。

施設の主な利用者は発達障害者の方々。この障害はなかなか周囲に理解されづらく、年齢に応じた支援が必要となります。団体としての本格的な始動は今年5月からとまだ日は浅いですが、利用者の「働きたい」という想いに応えるため、職業訓練や個別面談、企業訪問などを実施しています。

現在、障害者の雇用対策として200人以上の従業員がいる民間企業は、全従業員数のうち2.0%の障害者を雇用することが義務づけられています。平成27年からは100人以上の従業員がいる民間企業が対象となるため、今後障害者が働く場所は増えるでしょう。しかし、障害者を雇うことで新たな問題が生じることも予想されます。

例えば、企業は採用する障害者の性格や能力について「うまくやっけていけるだろうか」と不安に思うでしょう。障害のある方で他人とのコミュニケーションを取ることがあまり上手でない方なら、休憩時間や昼休みが苦痛に感じるはず。働く側と雇う側の間にほんの少し互いへの理解が足りないだけで、マッチングが難しくなるケースも考えられます。将来的には私たちスタッフが企業に赴き、利用者の人物像やスキルなどについて詳しく紹介し、無理なく働ける方法をともに模索します。

最後は利用者の判断に委ねる

もちろん、企業には「人材」として受け入れてもらうため、職業訓練には力を入れています。Tシャツの袋詰めなどの軽作業やパソコンの練習、ビジネスマナーの訓練といった多彩なメニューを組んでいます。教員免許を持つスタッフが指導し、定期的に面談もしながら、一人ひとりの長所と短所を見極めます。良いところはさらに伸ばすよう努力し、苦手を知ることは自分に合った働き方を考えるヒントとなります。時には施設の外で働くほか、ハローワークで自ら求人検索をするなど実践的なスキルも身につけます。

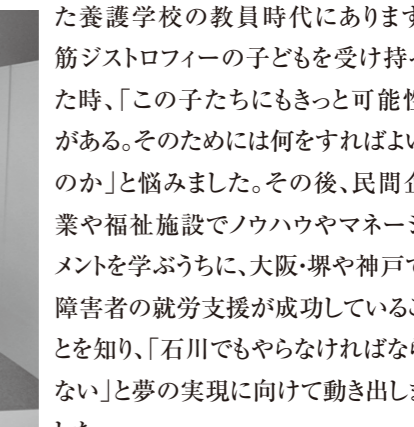
利用者はまず自分自身について知ることから始めます。そして、

さまざまな経験を通して、希望する企業のニーズに自分が合っているかを判断します。私たちはあくまでも就労先の提案やアドバイスはしますが、最終的に決めるのは利用者本人なのです。

市民とともに歩む団体に

この団体を立ち上げたきっかけは、社会人としてスタートを切った養護学校の教員時代にあります。筋ジストロフィーの子どもの受け持った時、「この子たちにもきっと可能性がある。そのためには何をすればいいのか」と悩みました。その後、民間企業や福祉施設でノウハウやマネジメントを学ぶうちに、大阪・堺や神戸で障害者の就労支援が成功していることを知り、「石川でもやらなければならない」と夢の実現に向けて動き出しました。

NPO法人としてスタートすることは最初から決めていました。私たちのような団体は市民の皆さんの理解や協力、さらには監視なくしては運営できないからです。施設名「リエゾン」は「連携」を意味するフランス語から取りました。社会はさまざまな人がそれぞれの役割を果たすことで成り立っています。その連携に障害者も健常者も関係ありません。誰しもが働くことにやりがいを感じる「共生」の街づくりに少しでも貢献し、石川県にも障害者の就労支援に頑張っているNPOがあることを全国に発信したいですね。



■データ■ NPO法人 クロスジョブ金沢

〒920-0031 石川県金沢市広岡3-1-25 YSビル102
TEL 076-208-3015 FAX 076-208-3045
E-mail cjl-liaison@titan.ocn.ne.jp

INFORMATION

忘れていませんか？「事業報告書」の提出

民間企業をはじめ、国・地方自治体などの公的機関、財団・基金等が、NPO等による社会貢献活動に対して広範囲にわたる助成活動を行っており、これらの助成金は多くのNPOが共通する悩みである資金調達を克服する有力な手段となっています。しかし、助成金の申請をしたいけど、「何を書けばいいのかわからない」「なんとなく敷居が高く感じる」といった声がNPOから聞かれます。そこで今回の特集では、初めて助成金を申請する際、何を検討すべきなのかをまとめました。また「評価の高い申請書」を知ってもらうため、実際に採択された申請書を元に作成のコツを紹介いたします。

Q なぜ事業報告書を提出するのですか？

A NPO法では、法人運営の自主性を尊重しており、NPO法人は自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきである、という考えがとられています。所轄庁への提出も、単に法律で提出が求められているということ以上に、所轄庁を通じて一般の方に情報を公開し、活動内容をチェックしてもらうことに意義があります。事業報告書の提出を「義務だから仕方なく」と捉えるのではなく、「自分たちの活動をアピールするための機会」と考え、正確でわかりやすく、思わず参加したくなるような事業報告書を作成して、法人のPR手段として利用してください。

事業報告書の提出までの流れ



事業年度が終了してから、3か月以内に上記の流れで手続きを行います。事業報告書について「総会決議を経なければならない」という規定はありませんが、法人にとって重要事項である事業報告や決算書類は、総会の決議事項として定款に定めている法人がほとんどです。なお提出された事業報告書の一部は内閣府のポータルサイトを通じて公開されることになります。

事業報告書の提出方法

提出先 石川県NPO活動支援センターあいむ
〒920-0961 金沢市香林坊2-4-30香林坊ラモーダ7階

提出方法 郵送又は持参

- 提出書類**
- ① 事業報告書等提出書
 - ② 事業報告書
 - ③ 活動計算書
 - ④ 貸借対照表
 - ⑤ 財産目録
 - ⑥ 年間役員名簿
 - ⑦ 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
 - ⑧ 変更後の定款
 - ⑨ 登記事項証明書の写し

様式 石川県NPO活動支援センターあいむのホームページに掲載されている様式をご活用ください。
<<http://www.ishikawa-npo.jp/index2.html>>

助成金ニュース

石川県NPO運営能力向上支援事業補助金

NPOが会計・税務等の専門アドバイザーによる実地指導を受ける場合に、その費用の一部を助成します。

- 補助対象経費／アドバイザーの謝金及び交通費
- 補助額／実際の経費か別に定める基準額のいずれか少ない金額の3分の2で、上限2万円(年度内1回限り)
- 申請方法／実地指導を受ける2週間前までに申請してください。必要書類は、交付申請書、補助事業計画書、予算書、定款(会則)

お問い合わせ

石川県NPO活動支援センター
金沢市香林坊2丁目4番30号 香林坊ラモーダ 7階
TEL:076-223-9558 FAX:076-223-9559
E-mail: npo@pref.ishikawa.lg.jp
☆詳細はこちら⇒ <http://www.ishikawa-npo.jp/info/120401josei.htm>

ボランティアに関する講習会等助成事業

- 助成対象事業
 1. 県内のボランティアグループ等が主催するもの。
 2. ボランティア精神の普及や団体等におけるボランティア活動の充実、発展に寄与するもの。
 3. 10人以上の参加者が見込まれるもの。
 4. 参加者から参加費を徴収しないもの。徴収するものであっても、その金額が必要最小限と認められるもの。
 5. 政治活動や宗教活動を目的としないもの。
 6. 不当な参加資格を設けていないもの。
 7. この助成事業について他の団体等からの助成を受けていないもの。
- 助成対象経費／講習会等において指導等を行う外部講師の謝金及び交通費とし、助成金の総額は5万円以内(年度内1回限り)

お問い合わせ

(財)石川県県民ボランティアセンター
〒920-0961 金沢市香林坊2丁目4番30号 香林坊ラモーダ 7階
TEL:076-223-9558 FAX:076-223-9559
☆詳細はこちら⇒ <http://www.ishikawa-npo.jp/volunteer/koushu.htm>

東日本大震災で活動するボランティア・NPOのみなさんを支える助成金

- 助成対象となる活動
 - ◇ 東日本大震災で被災された方々を支援するボランティア活動全般
 - ◇ 被災地における活動だけでなく、全国の被災者の避難先、原子力発電所事故に伴う住民の避難先における活動。
 - ◇ いずれも2011年(平成23)年3月11日以降の活動について対象とする
 - ◇ すでに活動が終了した部分についても、さかのぼっての応募を可能とします。

- 助成対象団体
5人以上のボランティアグループからNPO法人や社会福祉法人などの団体
- 助成上限額
① 短期:おおよそ1ヶ月未満の活動 50万円以内 ② 中長期:1ヶ月以上の活動 300万円以内

- 応募の受付時期と決定時期
第9次応募期間 9月1日(土)～9月28日(金) 成決定時期 12月中旬(予定)
第10次応募期間 12月10日(月)～2013年1月10日(木) 助成決定時期 2013(平成25)年3月下旬(予定)

お問い合わせ先
送付先

社会福祉法人 中央共同募金会 赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」助成事業
最寄りの都道府県共同募金会 URL:<http://akaihane.or.jp/about/prefecture/index.html>
☆応募要項、応募書はこちら ⇒ <http://www.akaihane.or.jp/er/p6.html>

本誌に関するご意見、ご要望をお寄せください。

石川県NPO活動支援センター (金沢市香林坊2丁目4番30号 香林坊ラモーダ 7階)
TEL:076-223-9558 FAX:076-223-9559 E-mail: npo@pref.ishikawa.lg.jp